

○太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則

平成28年6月29日

規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例(平成28年条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(建築物の用途の認定の申請等)

第3条 条例別表第3の規定による認定を受けようとする者は、建築物の用途の認定申請書(様式第1号)に、別表に掲げる図面その他市長が必要と認める図書各2部を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき建築認定をしたときは、当該申請者に対し、地区計画等の区域内における建築物等の認定書(様式第2号)を交付するものとする。

(建築物の用途の認定の取消)

第4条 市長は、前条第2項の建築認定が虚偽の申請その他不正な行為によって受けたものであるときは、その認定を取り消すことができる。

(計画の認定申請書の提出)

第5条 条例第12条第1項の認定を受けようとする者は、地区計画等の区域内における建築物等の計画の認定申請書(様式第3号)の正本及び副本に、別表に掲げる図書各2通及び建築等計画概要書(様式第4号)を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、建築物の建築等(同項第1号に規定する建築等をいう。以下同じ。)又は工作物(建築物を除く。以下同じ。)の建設等(同項第2号に規定する建設等をいう。以下同じ。)の規模が大きいため、同表に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該建築物の建築等又は工作物の建設等の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、別表に掲げる図書の添付の必要がないと認

めるときは、これを省略させることができる。

(認定証の交付)

第6条 条例第12条第2項の認定証は、適合認定証(様式第5号)によるものとする。

2 前項の認定証の交付は、当該認定証に前条第1項の申請書の副本及び別表に掲げる図書を添付して行うものとする。

(通知書の様式)

第7条 条例第12条第3項の適合しないものと認めた旨及びその理由を記載した通知書は、不適合通知書(様式第6号)によるものとする。

2 前項の通知書の交付は、当該通知書に第5条第1項の申請書の副本及び別表に掲げる図書を添付して行うものとする。

3 条例第12条第3項の適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書は、期間内決定不能通知書(様式第7号)によるものとする。

(行為着手の制限の例外となる工事)

第8条 条例第12条第5項及び第15条第5項の規則で定める工事は、根切り工事、その他基礎工事とする。

(形態意匠の認定に係る変更届)

第9条 条例第12条第2項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る工事を完了する前に、当該認定に係る申請書に記載した建築等工事主、建設等工事主、工事監理者又は工事施工者に変更があったときは、認定に係る変更届(様式第8号)により、市長に届け出なければならない。

(形態意匠の認定に係る取止届)

第10条 条例第12条第2項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る工事を取りやめたときは、認定に係る取止届(様式第9号)により、市長に届け出なければならない。

(違反建築物等の公示の方法)

第11条 条例第13条第2項の規則で定める方法は、市役所前の掲示場への掲示とする。

(工事現場における認定の表示の方法)

第12条 条例第16条第1項の規定による表示は、様式第10号により行うものとする。

(良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物等)

第13条 条例第17条第1項第8号の良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物等として規則で定めるものは、次に掲げる建築物等とする。

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他これらに類する行為に係る建築物等
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為に係る建築物等
(報告及び立入検査)

第14条 市長は、条例第18条第1項の規定により、建築物等の所有者、管理者若しくは占有者、建築等工事主若しくは建設等工事主、設計者、工事監理者又は工事施工者に対し、当該建築物等につき、その建築等又は建設等に関する工事のうち屋外に面する部分に係るものの計画又は施工の状況に関し報告させることができる。

2 市長は、条例第18条第1項の規定により、その職員に、建築物の敷地若しくは工作物の存する土地又は工事現場に立ち入り、当該建築物等の屋外に面する部分及び当該部分に使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(身分証明書の様式)

第15条 条例第13条第5項及び第18条第2項の身分を示す証明書は、様式第11号によるものとする。

(形態意匠に関する書類の閲覧)

第16条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第31条第1項の書類(以下「概要書」という。)の閲覧の場所(以下「閲覧場所」という。)は、建設経済部都市計画課とする。

2 概要書の閲覧時間及び閲覧日は、次のとおりとする。

- (1) 閲覧時間 午前9時から午後5時まで
- (2) 閲覧日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで以外の日

3 概要書を閲覧しようとする者は、あらかじめ景観法令による概要書の閲覧申込書(様式第12号)により、市長に申し込まなければならない。

4 概要書を閲覧する者は、当該概要書を閲覧場所以外の場所に持ち出してはならない。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

- (1) 前2項の規定に違反し、又は職員の指示に従わない者
 - (2) 概要書を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
 - (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
 - (4) 閲覧しようとする概要書に係る建築物等を特定しない者
- (委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

別表(第3条、第5条関係)

図書の種類	図書の規格	明示すべき事項
位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺100分の1以上	縮尺及び方位
		敷地境界線、敷地内における建築物等の位置及び申請に係る建築物等と他の建築物等との別
		擁壁の設置その他安全上適当な措置
		土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
		下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
各階平面図	縮尺50分の1以上	縮尺及び方位
		間取、各室の用途及び床面積
		壁及び筋かいの位置及び種類

		通し柱及び開口部の位置
2面以上の立面図 (建築物又は工作物の彩色が施されたもの)	縮尺50分の1以上	縮尺及び方位
		開口部の位置
		仕上げ方法、材料の種別、色彩(日本工業規格Z8721に規定されたマンセル表色系による表示)
2面以上の断面図	縮尺50分の1以上	縮尺
		地盤面
		各階の床及び天井(天井のない場合は、屋根)の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
その他図書		参考となるべき事項

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

太宰府市長 殿

申請者氏名

印

（法人にあつては、法人の名称及び代表者の氏名）

建築物の用途の認定申請書

太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の規定による認定を受けたいので、太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第3条第1項の規定により申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主の住所及び氏名	電話				
代理者の住所及び氏名	電話				
設計者の住所及び氏名	電話				
地区の名称	観世音寺 地区				
建築物の建築等の場所	太宰府市				
行為の種類					
行為の着手予定日	年 月 日				
行為の完了予定日	年 月 日				
用途別階別床面積	階別	用途の区分	申請の部分	申請以外の部分	合 計
	階		m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
	階		m ²	m ²	m ²
			m ²	m ²	m ²
	階		m ²	m ²	m ²
m ²			m ²	m ²	
用途別	用途の区分	申請の部分	申請以外の部分	合 計	
/		m ²	m ²	m ²	
		m ²	m ²	m ²	

※受付印	※処理欄
------	------

建築物の用途等に関する事項	(1) 建築物の用途	<input type="checkbox"/> 喫茶店・甘味店 <input type="checkbox"/> うどん店・そば店		
	(2) 用途緩和の条件	<input type="checkbox"/> 主たる立地目的が、太宰府市歴史的風致維持向上計画における歴史的風致の維持向上に資するものである <input type="checkbox"/> 歴史的風致に係るチラシ・パンフレット、地図等の配布に協力する <input type="checkbox"/> 周囲の低層住宅地環境を守るため、駐車場出入口の位置、店舗営業に伴う音や臭い等に十分配慮している 		
	(3) 常時取扱う主要な商品例	種類	品名	製造元・生産地
		<input type="checkbox"/> 喫茶・甘味 <input type="checkbox"/> うどん・そば		
(4) その他特記事項	<input type="checkbox"/> 筑紫地区（太宰府市、筑紫野市、大野城市、春日市又は那珂川町をいう。）で生産された食材を利用する <input type="checkbox"/> 梅を加工した飲食料品を提供、販売する <input type="checkbox"/> 市内で製造している伝統的工芸品を販売する <input type="checkbox"/> その他 			

備考

- 1 ※印欄は記入しないでください。
- 2 必要に応じて、□に✓印をつけてください。
- 3 建築物の移転の場合は、建築物の建築等の場所の欄には、移転後の場所の後に括弧書きで移転前の住所を記入してください。
- 4 数値については、小数点第2位（以下四捨五入）まで記入してください。
- 5 建築物の用途等に関する事項は、(1)及び(2)が必須事項です。(3)及び(4)は任意事項ですが、できる限り記入してください。
- 6 本地区では、建築物の形態意匠に関する制限について、別途「地区計画の区域内における建築物等の計画の認定申請書」が必要です。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

住所

氏名

様

太宰府市長

印

地区計画等の区域内における建築物等の認定書

太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の規定により、次のとおり認定します。

建築主の住所及び氏名	電話
代理者の住所及び氏名	電話
設計者の住所及び氏名	電話
地区の名称	地区
建築物の建築等の場所	太宰府市
行為の種類	
建築物の用途	
行為の着手予定日	年 月 日
行為の完了予定日	年 月 日

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

太宰府市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

地区計画等の区域内における建築物等の計画の認定申請書

太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり計画の認定を申請します。

1 建築物の建築等又は工作物の建設等をする者（工事主）等の概要

(1) 工 事 主	ア 氏名のフリガナ イ 氏名 ウ 郵便番号 エ 住所 オ 電話番号	〒 —
(2) 設 計 者	ア 資格 イ 氏名 ウ 建築士事務所名 エ 郵便番号 オ 所在地 カ 電話番号	() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 〒 —
(3) 工 事 監 理 者	ア 資格 イ 氏名 ウ 建築士事務所名 エ 郵便番号 オ 所在地 カ 電話番号	() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 〒 —
(4) 工 事 施 工 者	ア 氏名 イ 営業所名 ウ 郵便番号 エ 所在地 オ 電話番号	建築業の許可 () 第 号

※受付印	※処理欄
------	------

2 計画の内容

(1) 建築物の建築等又は工 作物の建設等の場所	太宰府市			
(2) 行為の着手予定日	年 月 日			
(3) 行為の完了予定日	年 月 日			
(4) 建築物の建築等又は工 作物の建設等の種別	□建築物の	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更		
	□工作物の	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更		
(5) 建 築 物 等 の 計 画 概 要		認定の部分	認定以外の部分	合 計
	ア 敷地面積			m ²
	イ 建築面積	m ²	m ²	m ²
	ウ 延べ面積	m ²	m ²	m ²
	エ 用途			
	オ 高さ	m		
	カ 形態意匠	屋根の形態		
		設備類		
		屋外広告物		
	キ 色彩	屋根	マンセル値	
外壁		マンセル値		
屋外広告物		マンセル値		
キ その他形態意匠				
(6) その他必要な事項				

備考

- 1 申請者が法人である場合、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ設計者又は工場監理者の住所を書いてください。
- 3 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 変更申請を行う場合には、2 (6)に変更の概要を記載してください。
- 5 本地区では、建築物の用途の制限の緩和を行う場合、別途「建築物の用途の認定申請書」が必要です。

様式第4号（第5条関係）

建築等計画概要書

1 建築物の建築等又は工作物の建設等をする者（工事主）等の概要

(1) 工事主	ア 氏名のフリガナ イ 氏名 ウ 郵便番号 エ 住所 オ 電話番号	〒 —
(2) 設計者	ア 資格 イ 氏名 ウ 建築士事務所名 エ 郵便番号 オ 所在地 カ 電話番号	() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 〒 —
(3) 工事監理者	ア 資格 イ 氏名 ウ 建築士事務所名 エ 郵便番号 オ 所在地 カ 電話番号	() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 〒 —
(4) 工事施工者	ア 氏名 イ 営業所名 ウ 郵便番号 エ 所在地 オ 電話番号	建築業の許可 () 第 号

※受付印	※処理欄
------	------

2 計画の内容

(1) 建築物の建築等又は工 作物の建設等の場所	太宰府市			
(2) 行為の着手予定日	年 月 日			
(3) 行為の完了予定日	年 月 日			
(4) 建築物の建築等又は工 作物の建設等の種別	□建築物の	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更		
	□工作物の	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更		
(5) 建 築 物 等 の 計 画 概 要		認定の部分	認定以外の部分	合 計
	ア 敷地面積			m ²
	イ 建築面積	m ²	m ²	m ²
	ウ 延べ面積	m ²	m ²	m ²
	エ 用途			
	オ 高さ	m		
	カ 形態意匠	屋根の形態		
		設備類		
		屋外広告物		
	キ 色彩	屋根	マンセル値	
外壁		マンセル値		
屋外広告物		マンセル値		
ク その他形態意匠				
(6) その他必要な事項				

備考

- 1 及び2は、様式第3号の写しに代えることができます。この場合には、当該写しの最上段に「建築等計画概要書」と明示してください。
- 2 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 3 当該敷地内における建築物等の位置を表示する図面には、縮尺、申請に係る建築物等と他の建築物等との別、土地の高低及び敷地の接する道路の位置を明示してください。

様式第 5 号（第 6 条関係）

年 月 日

住所
氏名

様

太宰府市長

印

適合認定証

年 月 日付けで申請のあった次の計画について太宰府都市計画
太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例第 10 条の別
表 4 に掲げる制限に適合するものと認めたので、同条例第 12 条第 2 項の規定によ
り認定します。

(1) 建築物の建築等 又は工作物の建 設等の場所	太宰府市
(2) 行為の着手予定 日	年 月 日
(3) 行為の完了予定 日	年 月 日
(4) 建築物の建築等 又は工作物の建 設等の種別	
(5) 建築物等の計画 概要	
(6) その他	

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

住所
氏名

様

太宰府市長

印

不適合通知書

年 月 日付で申請のあった別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画について、太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例第10条の別表4に掲げる制限に適合しないものと認められたので、同条例第12条第3項の規定により次のとおり通知します。

(1) 建築物の建築等 又は工作物の建設等の場所	太宰府市
(2) 理由	

備考

この処分不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に太宰府市長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に太宰府市を被告として（太宰府市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

住所
氏名

様

太宰府市長

印

期間内決定不能通知書

年 月 日付けで申請のあった計画について、太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第10条の別表4に掲げる制限に適合するかどうかを決定できないので、同条例第12条第3項の規定により、次のとおり通知します。

(1) 建築物の建築等 又は工作物の建設等の場所	太宰府市
(2) 理由	

備考

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に太宰府市長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に太宰府市を被告として（太宰府市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

太宰府市長 殿

届出者 住 所
氏 名 印
電話番号

（届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。）

認定に係る変更届

建築等工事主等に変更があったので、太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

(1) 認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
(2) 建築物の建築等又は工 作物の建設等の場所	太宰府市
(3) 変更事項	<input type="checkbox"/> 建築等工事主 <input type="checkbox"/> 建設等工事主 <input type="checkbox"/> 工事監理者 <input type="checkbox"/> 工事施工者
(4) 変更内容	変更前
	変更後
(5) 変更理由	
(6) 変更年月日	年 月 日

備考

- 届出者の住所及び氏名の欄には、法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 認定証の写しを添付してください。

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

太宰府市長 殿

届出者 住 所
氏 名 印
電話番号

（届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。）

認定に係る取止届

認定に係る工事を取りやめたので、太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

(1)認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
(2)建築物の建築等又は工 作物の建設等の場所	太宰府市
(3)建築等工事主又は建設 等工事主の氏名及び住 所	
(4)取りやめの理由	

備考

- 1 届出者の住所及び氏名の欄には、法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 認定証の写しを添付してください。

様式第 10 号（第 12 条関係）

太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する 条例による認定済	
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定証の交付を受け た者	
建築等工事主又は建 設等工事主の氏名又 は名称	
設計者の氏名又は名 称	
工事施工者の氏名又 は名称	
工事現場管理者の氏 名又は名称	
認定に係るその他の 事項	

備考 大きさは、縦 25 センチメートル以上、横 35 センチメートル以上とする。

様式第 11 号 (第 15 関係)

(表)

	第 号
<p style="text-align: center;">(写真) 縦 3 cm× 横 2.5cm</p>	<p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p>所 属 職 名 氏 名 生年月日</p> <p>上記の者は、太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例第 13 条第 5 項及び第 18 条第 1 項の規定により、立入検査を行う職員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">太宰府市長 印</p>

(裏)

太宰府都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例 (抜粋)

(違反建築物等に対する措置)

第 13 条 市長は、第 11 条の規定に違反した建築物等があるときは、建築等工事主（建築物の建築等をする者をいう。以下同じ。）、建設等工事主（工作物の建設等をする者をいう。以下同じ。）、当該建築物の建築等若しくは工作物の建設等の工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下同じ。）、若しくは現場管理者又は当該建築物等の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物等に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物等の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による処分をした場合においては、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

3 前項の標識は、第 1 項の規定による処分に係る建築物若しくはその敷地内又は工作物若しくはその存する土地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る建築物若しくはその敷地又は工作物若しくはその存する土地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

4 第 1 項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

5 前項の措置を行おうとする者は、規則で定める身分証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(報告及び立入検査)

第 18 条 市長は、この章の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、建築物等の所有者、管理者若しくは占有者、建築等工事主若しくは建設等工事主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、建築物の建築等若しくは工作物の建設等に関する工事の計画若しくは施工の状況に関し報告させ、又はその職員に、建築物の敷地若しくは工作物の存する土地若しくは工事現場に立ち入り、建築物等、建築材料その他建築物等に関する工事に関係がある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、規則で定める身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第 12 号（第 16 条関係）

年 月 日

太宰府市長 殿

申込者 住 所
氏 名

景観法令による概要書の閲覧申込書

次のとおり閲覧したいので、申し込みます。

閲覧する図書 ※	<input type="checkbox"/> 建築等計画概要書 <input type="checkbox"/> 処分概要書
建築物の建築等又は 工作物の建設等の場 所	太宰府市
閲覧理由	

備考 ※の欄は、該当するものの前の□に✓印を記入してください。

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第7条関係)

様式第8号(第9条関係)

様式第9号(第10条関係)

様式第10号(第12条関係)

様式第11号(第15条関係)

様式第12号(第16条関係)